

きていきんだ

法令・対外関係規程等(約款・協定等)と直接関連のないまたは関連さす必要のない管理規程, たとえば, 職員管理規程・設備投資管理規程・物品管理規程等がこれに当たる。

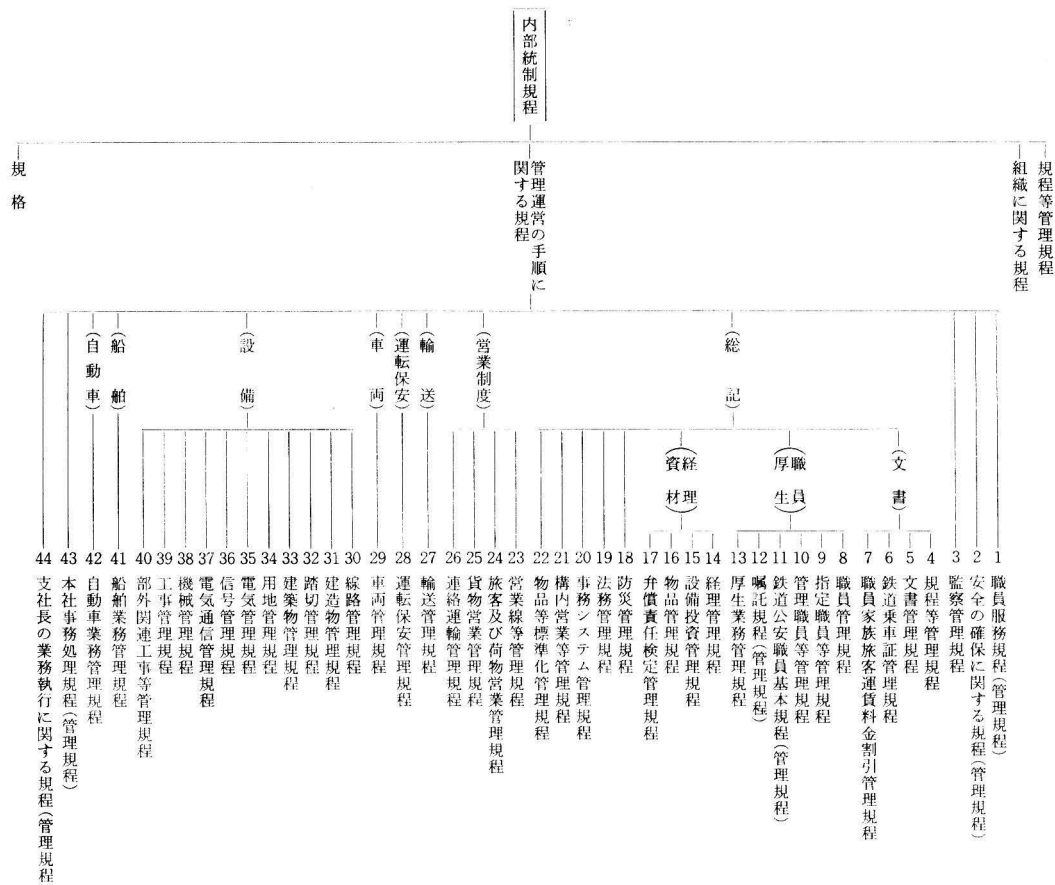
イ 他の規程と基本事項が重複するため, 基本事項の決定権のみを明確に規定するもの

対外関係規程の約款等と基本事項が重複するため, 管理規程

(3) 標準

管理規程または基準規程に基づいて, 補足的に業務執行の方法の細部を参考として, 本社においては主管部局長またはその委任を受けた者が支社長等に対して示すものであって, 拘束力がないという点において基準規程と本質的に異なるものである。すなわち, ある標準状態における最良の方法として定められた

表-2 内部統制規程体系図



において基本事項の規定を省略する管理規程で, 主として營業制度を中心とする管理規程がこれに当たる。

ウ 基本事項を規定する必要のないもの

基本事項が法律等により完全に規定されている場合等で, 内部規程として基本事項を規定する必要のない管理規程, たとえば, 機械管理規程・建造物管理規程がこれに当たる。

(2) 基準規程

本社においては, 主管部局長が總裁の委任により制定する規程であって, 個々の業務の処理方法の基準, すなわち, 業務執行の手順および尺度としての基準を定める規程である。基準規程は, 管理規程が主として本社・支社以下の権限を直接的に規制するのに対して, ルール化により, 間接的に支社以下の権限を制約することになる。したがって, 本社において基準規程を制定する場合は, 支社以下において個々に規定することが全社的に不利な事項または本社が専門の見地から最良の方法として全社的に統一することが必要な事項に限定して規定すべきである。

なお, 物品等の規格も当然基準規程に相当するものとして規制している。

ものであるから, 各地方機関の長以下の階層の判断により, その地域的な特殊事情に応じて最も適したものに变更されるべきものである。したがって, その性格により, 本社で定められた標準が, 支社において基準規程化される場合もあるし, それ以下の機関の管理者の判断により基準規程化されることもあるわけである。

2 権限関係の明確化

一般に本社と経営単位としての支社との権限関係を規定する方法には, 次の二つが考えられる。

- (1) 経営単位としての支社に与えられる権限を限定列挙し, それ以外の経営管理上の権限は, すべて本社権限とする。
- (2) 総合管理のために必要な全社的な権限を, 将来予想されるものも含めて, これらを本社権限として留保し, これら以外の権限は, すべて支社の権限とする。

現行の本社権限に関する規程は, ほぼ(1)の規定方法によっている。すなわち, 個々の実施規程に権限を規定し, さらに本社業務としての規程に包括的な権限とともに, 個々の実施規程に規定しえなかった権限を列挙し, その他についても重要または